

一般社団法人新潟県経営者協会
会長 並木 富士雄 様

新潟県産業労働部長

**原材料価格やエネルギーコスト等の上昇を踏まえた
適切な価格転嫁等について（依頼）**

現在、本県においても、ウクライナ情勢の変化等の影響により、原油をはじめとするエネルギー価格や原材料費が高騰し、その影響が深刻化・長期化してきております。

こうした状況下では、適切な価格転嫁等により、サプライチェーン全体でコストを負担することが、今後ますます重要となってきております。

令和3年12月、国においては「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられ、現在、下請代金支払遅延等防止法の「買ったたき」の禁止や、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律上の「優越的地位の濫用」に関する執行強化など、中小企業の適切な価格転嫁に向けた取組が進められています。

ついては、別添の国の要請文も参考にいただき、貴団体においても会員事業者に対して適切な価格転嫁に向けた啓発をお願いするとともに、会員事業者の経営者や営業・調達の担当役員、管理職の皆様と同書面を周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、(公財)にいがた産業創造機構では、企業間取引のトラブル・苦情相談等の窓口(下請けかけこみ寺)を設けておりますので御活用下さい。

【参考】 「下請けかけこみ寺」の御案内

<https://www.nico.or.jp/sien/senmonka/18051/>

新潟県産業労働部地域産業振興課
地場産業・日本酒振興室 担当：清水
(TEL：025(280)5243)

【中小企業の取引相談窓口】

(公財)にいがた産業創造機構 経営革新支援チーム
(TEL：0120(418)618 [フリーダイヤル])

官 印 省 略
20220425中第1号
公取企第55号
令和4年4月28日

関係事業者団体代表者 殿

経 済 産 業 大 臣

公正取引委員会委員長

原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る適切な価格転嫁等に関する下請事業者等に対する配慮について

現在、ウクライナ情勢の変化による影響もあり、原油を始めとするエネルギー価格や、小麦などの食材を含めた原材料費が、昨年にも増して高騰し、その影響が長期化しております。

日本銀行が毎月発表する企業物価指数においては41年ぶりの上昇水準となります。

こうした状況下において、適切な価格転嫁等により、サプライチェーン全体でコストを負担していくことがますます重要となっています。

こうした中、令和3年12月27日の閣議了解に掲げられた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）（参考1参照）に基づき、政府を挙げて、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）の「買ったたき」や、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）上の「優越的地位の濫用」に関する執行強化など、中小企業の適切な価格転嫁に向けた取組を全力で進めているところです。

つきましては、以上のような政府における取組を踏まえ、貴団体におかれては、下記の要請事項について会員企業への周知をお願いいたします。また、団体から周知を受けられた各企業におかれましては、経営者から営業・調達の担当役員及び管理職にもこの要請文を手交していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 公正取引委員会は、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引が、下請代金法上の「買ったたき」や独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることを明確化するため、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）の改正や独占禁止法Q&Aの公表を行っている（参考2、3参照）。また、下請中小企業

振興法に基づく「振興基準」においては、「原材料費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算定方法に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、下請事業者及び親事業者が協議して決定するもの」とされている。これらを踏まえ、下請事業者から価格交渉の申出があった場合には積極的に応じ、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を考慮した上で、十分に協議を行い、取引対価を決定するなど、適切な価格決定を行っていただきたい。

特に直近で急激に価格が上昇している原材料等を使用して製品等を製造している下請事業者に対しては、当該原材料等の価格上昇分を取引価格に反映するため、通常の価格改定の時期を待たずに積極的に協議を行っていただきたい。

2. 中小企業庁は、今年の3月に設定した「価格交渉促進月間」のフォローアップとして、中小企業15万社へのアンケート調査や、中小企業2千社への下請Gメンヒアリングを実施する（参考4、5参照）。その結果は業種別に集計し、公表するとともに、当該調査結果を踏まえ、価格転嫁への取組状況が悪い個別事業者に対し、下請中小企業振興法第4条に基づく指導・助言を実施する（参考6、7参照）。本件調査は、取引先との関係で日頃なかなか言い出せない実情を国にお伝えいただく貴重な機会であるため、GW明けにアンケート票が届いた中小企業におかれては、是非積極的に御回答いただきたい。
3. 公正取引委員会は、「転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査を実施することとしており、令和4年2月、「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を設置し、同年3月、発注者側・受注者側の両面の立場があることを整理し、サプライチェーンのつながりに基づき、緊急調査の中心となる対象業種として22の業種の選定を行った（参考8参照）。また、サプライチェーン・バリューチェーンのつながりを踏まえ、22の業種以外でも、川上・川下の関連業種について必要な範囲で調査を行うこととしている。今後、速やかに10万社程度の書面調査を開始し、その結果を踏まえ、転嫁拒否が疑われる事案について立入調査を実施するとともに、具体的な懸念事項を明示した文書を送付していく。関係事業者におかれては、積極的な調査協力をお願いしたい。
4. 中小企業庁では、昨今のウクライナ情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援するため、全国約1,000箇所に「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」（参考9参照）を設置している。また、中小企業庁では、企業間の取引全般に関する相談について弁護士等の無料相談などで対応する「下請かけこみ寺」（参考10参照）を全国48カ所に設置し、各種の相談対応を行っている。さらに、公正取引委員会では、「買ったとき」を含む下請法の解釈に関する相談を受け付ける「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」を設置し、フリーダイヤル（0120-060-110）経由で相談対応を行うとともに、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」（参考11参照）を策定し、取引の公正化の更なる推進を図っている。公正取引委員会は、関係省庁と緊密に連携しつつ、中

小事業者等から寄せられる情報も活用し、体制強化を行いつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法及び下請代金法違反行為に対して厳正に対処していくこととしている。これらの取組についての周知をお願いしたい。

5. 公正取引委員会及び中小企業庁は、下請事業者が匿名で「買ったたき」などの違反行為を行っている親事業者に関する情報を提供できる「違反行為情報提供フォーム」(参考12参照)を通じて、広範囲に情報を受け付けているため、積極的な情報提供をお願いしたい。
6. 公正取引委員会及び中小企業庁は、令和3年度末までに把握した情報に基づき、令和4年6月までに、業種別の下請代金法の遵守状況等についての報告書を取りまとめ、公表することとしている。法違反が多く認められる業種については、公正取引委員会及び中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守の自主点検を行うよう要請を行うこととしている。また、公正取引委員会、中小企業庁は、これらの情報に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると思込まれる業種について、重点立入業種として、毎年3業種ずつ対象を定めて、立入調査を行うこととしている。これらの取組についての周知をお願いしたい。
7. 新型コロナウイルス感染症の発生以降、部品等について世界的な供給不足が発生する中、過度な買い占めや、それに伴う受発注拒否等が懸念されるところ、取引先との間で、在庫の状況や、将来的な生産・調達見通し等について十分に情報共有を行う等により、サプライチェーン全体で生産活動が円滑に行われるよう取り組んでいただきたい。
8. 部品等の供給が遅延していることに伴い、納期が長期化せざるを得ない取引においては、納品後の一括払い以外にも、工程や段階に応じた支払いとするなど、下請事業者の資金繰りにも特段の配慮をしていただきたい。

[参考1：「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年1月27日）]

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_package_set.pdf

[参考2：「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）の改正に関するプレスリリース（令和4年1月26日）]

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/220126.html>

[参考3：独占禁止法Q&Aに関するプレスリリース（令和4年2月16日）]

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220216_1_YuuetutekitiiranyoumizenboushitaisakuchousashituNo.html

[参考4：「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月10日 第3回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議）]

<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220210006/20220210006.html>

※なお、上記「取引適正化に向けた5つの取組」に含まれる、価格交渉促進月間を3月にも実施する旨については、別途、貴団体を含む約1500の業界団体等を通じて周知をさせていただいたところです。

[参考5：昨年9月の「価格交渉促進月間」フォローアップ調査の結果について]

<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220210006/20220210006-1.pdf>

[参考6：下請中小企業振興法（抜粋）]

第三条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

第四条 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行なうものとする。

[参考7：振興基準（抜粋）]

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1) 対価の決定の方法の改善

(1) 取引対価は、品質、数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、原材料費、労務費、運送費、保管費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が十分に協議して決定するものとする。

[参考8：独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の対象業種の選定に関するプレスリリース（令和4年3月30日）]

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220330_kigyoutorihikika_02.html

[参考9：「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」の設置に関するプレスリリース（令和4年2月25日）]

<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220225002/20220225002.html>

[参考10：下請かけこみ寺]

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/pdf/kakekomi_chirashi_R3.pdf

[参考11：令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプランに関するプレスリリース（令和4年3月30日）]

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220330_kigyoutorihikika_01.html

[参考12：違反行為情報提供フォーム]

公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=joho>

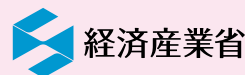
中小企業庁

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2022/220126shitauke.html>

下請かけこみ寺



中小企業庁委託事業



中小企業の取引上の悩み相談を相談員や弁護士が受け付けます。

消費税の転嫁等に係る取引上の相談に応じています。

消費税転嫁に関するご相談はこちら

☎ 0120-300-217

その他のご相談はこちら

☎ 0120-418-618

受付時間

平日9:00~12:00 / 13:00~17:00

(土日・祝日・年末年始を除く)

お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

下請かけこみ寺

相談無料・秘密厳守・匿名可能

無料相談



中小企業の取引上の悩みの相談に企業間取引や下請代金法などに詳しい相談員が無料で相談に応じています。必要に応じて相談者の近くの弁護士に無料で相談を行うことができます。

■例えばこのような相談が寄せられています。

- 支払日を過ぎてても代金を支払ってくれないので困っています。
- 原材料が高騰しているにも関わらず、単価引き上げに応じてくれません。
- 「歩引き」と称して、代金から一定額を差し引かれました。
- お客さんからキャンセルされたので部品がなくなったと言って返品されました。
- 長年取引をしていた発注元から突然取引を停止されてしまいました。
- 発注元から棚卸し作業を手伝うよう要請されました。



調停による紛争解決



中小企業が抱える企業間取引に係る紛争を裁判よりも迅速、簡便に解決するための調停(裁判外紛争解決(ADR)手続)を無料で行います。詳しくは、下請かけこみ寺にお問い合わせください。

■調停 (ADR) の主なメリット

- 紛争当事者間の和解の調停を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を決めることができます。



無料弁護士相談事例

相談者はA社からタウン誌の制作を300万円で購入したが、同誌に掲載する広告が集まらないということで、一方的に契約が解除された。すでに同誌の制作は約80%まで進行していたが、代金を払ってもらえない。

当事者間で交渉が進まないため、弁護士が内容証明郵便の記入方法を指導し、相談者は代金未払いである旨の通知文を发出した。その後、先方との話し合いにより代金の一部支払いがなされ解決した。

ADR 和解事例

B社から、グループ会社へ生産を移管するため、相談者との取引を終了したいとの申し出があった。そのため、相談者は、B社に対して、在庫部品をすべて回収し、買い取るよう伝え、その後、交渉を繰り返したもののB社は、その申し出を拒否した。

約2ヶ月間の調停を経て、B社が在庫部品を引き取り、約50万円の部品代金を支払うことで和解が成立した。

利用者の声



石油製品等の高騰のため、助言をもとに、生産・販売コストを精査し相手先に窮状を訴えた結果、価格UPに結びついた。



突然の取引中止通告で頭がパニックになっていたところ、相談員が冷静に状況を把握し、「相手が明確に取引基本契約書に違反している」とのアドバイスをしてくれた。お陰で早期解決できて大変感謝している。

相談により相手側に下請代金法違反の疑いのある行為が多くあることが分かり、また細かな問題点も教えてもらったので、自信を持って相手方と交渉することができた。その結果、相手も非があることを認め、無事解決することができた。



「下請かけこみ寺」の存在を知って、とりあえず電話相談をしたところ弁護士無料相談という機会を設けていただき、結果的には、訴訟も起こすことなく、問題を解決することができた。今後は、何か困っている近場の中小企業の仲間にもすすめてたい。



下請かけこみ寺は 全都道府県に設置しています。

消費税転嫁に関する
ご相談はこちら ☎ **0120-300-217**

その他のご相談はこちら ☎ **0120-418-618**

本部：(公財) 全国中小企業取引振興協会	03-5541-6655
(公財) 北海道中小企業総合支援センター	011-232-2407
(公財) 21あおもり産業総合支援センター	017-723-1040
(公財) いわて産業振興センター	019-631-3822
(公財) みやぎ産業振興機構	022-225-6637
(公財) あきた企業活性化センター	018-860-5623
(公財) 山形県企業振興公社	023-647-0662
(公財) 福島県産業振興センター	024-525-4077
(公財) 茨城県中小企業振興公社	029-224-5317
(公財) 栃木県産業振興センター	028-670-2603
(公財) 群馬県産業支援機構	027-255-6504
(公財) 埼玉県産業振興公社	048-647-4086
(公財) 千葉県産業振興センター	043-299-2654
(公財) 東京都中小企業振興公社	03-3251-9390
(公財) 神奈川県産業振興センター	045-633-5200
(公財) にいがた産業創造機構	025-246-0056
(公財) 長野県中小企業振興センター	026-227-5013
(公財) やまなし産業支援機構	055-243-8037
(公財) 静岡県産業振興財団	054-273-4433

(公財) あいち産業振興機構	052-715-3069
(公財) 岐阜県産業経済振興センター	058-277-1092
(公財) 三重県産業支援センター	059-228-7283
(公財) 富山県新世紀産業機構	076-444-5622
(財) 石川県産業創出支援機構	076-267-1219
(公財) ふくい産業支援センター	0776-67-7426
(公財) 滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
(公財) 京都産業21	075-315-8590
(公財) 大阪産業振興機構	06-6748-1144
(公財) ひょうご産業活性化センター	078-230-8081
(公財) 奈良県地域産業振興センター	0742-36-8312
(公財) わかやま産業振興財団	073-432-3412
(公財) 鳥取県産業振興機構	0857-52-6703
(公財) しまね産業振興財団	0852-60-5114
(公財) 岡山県産業振興財団	086-286-9670
(公財) ひろしま産業振興機構	082-240-7704
(公財) やまぐち産業振興財団	083-922-9926
(公財) とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財) かがわ産業支援財団	087-868-9904
(公財) えひめ産業振興財団	089-960-1102
(公財) 高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財) 福岡県中小企業振興センター	092-622-6680
(公財) 佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4416
(公財) 長崎県産業振興財団	095-820-8836
(公財) くまもと産業支援財団	096-289-2437
(公財) 大分県産業創造機構	097-534-5019
(公財) 宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財) かごしま産業支援センター	099-239-0260
(公財) 沖縄県産業振興公社	098-859-6237

相談については、上記かけこみ寺に直接ご訪問いただくか、お電話にて受付しております。また、メールやホームページでも受付しております。

得意先との悩み、伺います。



E-mail : soudanmoushikomi@zenkyo.or.jp

<http://zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>

下請かけこみ寺

検索